

## 特定秘密保護法の「運用基準」の閣議決定に強く抗議する（声明）

安倍政権は10月14日、特定秘密保護法の「運用基準」と、その施行期日を12月10日とする政令を閣議決定しました。そもそも特定秘密保護法は、去年の臨時国会において、ろくな審議も行わず、多くの反対する国民の声を完全に無視する形で強行採決された法律です。議会制民主主義を平気で踏みにじったこの行為を、私たちは決して忘れてはいけません。

今回閣議決定された「運用基準」については、自治体議会が特定秘密保護法の廃止を求める意見書を続々と可決するなかで、本年7月に素案が示され、パブリックコメントが行われています。政府には2万3820件の声が寄せられ、多くの国民が「知る権利」を制限されることについて懸念する意見を表明しました。しかし、今回の「運用基準」の中身をみると、「行政機関による違法行為は特定秘密に指定してはならない」等の修正はおこなわれたものの、全体的には国民の声が反映されたとは到底言いがたい内容となっています。

最大の問題点は、「特定秘密」とするべき対象について、政府が恣意的に決定する余地を多く残した点です。「運用基準」では、防衛、外交、特定有害活動、テロの防止の4分野について、55の細目が列挙されていますが、「自衛隊の情報収集・警戒監視活動」「国際社会の平和と安全の確保」などの曖昧な文言が羅列されているのみです。このままでは結局、国民は何が秘密に指定されているかすら、全く知らされないままになってしまうことは明らかです。

また、運用チェックにあたる第三者機関としての「独立公文書管理監」「情報保全管理室」についても、部外者を置かないチェック機関で果たして何ができるのか疑問です。パブリックコメントで寄せられた多くの国民の懸念に真摯に対応するならば、せめて秘密を指定する行政機関から完全に独立した、公正な第三者機関を設置すべきです。

このように、特定秘密保護法は運用面で全く歯止めがかけられない状態です。このままの状態では、「特定秘密」を扱う公務員や民間業者に対する適正評価が行われ、精神疾患や犯罪歴までもが調べられれば、重大な人権侵害につながる恐れがあります。さらには、恣意的に定められた「特定秘密」の漏洩によって、公務員のみならず国民すべてが懲役刑に処せられる恐れもあり、ジャーナリストも処罰対象になり得ることを考えれば言論封殺にもつながりかねません。民主主義の基本である言論の自由をおびやかすこの法律自体が、基本的人権を著しく侵害するものであり、極めて危険な法律であると言わざるを得ません。

安倍政権は、この「特定秘密保護法」を端緒として、集団的自衛権行使の解釈改憲、日米ガイドラインの見直しを推し進めています。これら一連の企みはまさに戦争ができる国家体制づくりを目論むものです。私たち立憲フォーラムは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義のことがとくを否定しようとする安倍政権と徹底して対峙し、その暴走を食い止めるべく、今後も粘り強く取り組みを進めます。

2014年10月16日

立憲フォーラム